

長期優良住宅化リフォーム推進事業

一定の性能向上リフォームに補助

概要

質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境整備を図るリフォームに対して補助金が出ます。一定要件を満たすリフォーム事業を公募し、事業の実施に要する費用の一部を補助する制度です。

2017年度は、これまでの劣化対策、耐震性能に加え、その他の性能項目についても一定の基準に適合することを要件とするなどの変更があります。

これだけ お得です!!

下記の長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用に対して補助が行われます。事業タイプによって補助額などが異なります。

- ・インスペクション実施、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成
- ・特定性能向上工事
- ・その他の性能向上工事
- ・三世帯同居対応改修工事

評価基準型

補助額(工事費分)	①補助単価方式で算出した額
補助限度額 (三世帯同居対応改修工事を行う場合)	100万円/戸 (150万円/戸)

認定長期優良住宅型

補助額(工事費分)	①補助単価方式で算出した額 ②補助率方式で算出した額 (事業者単位でいずれか選択)
補助限度額 (三世帯同居対応改修工事を行う場合)	200万円/戸 (250万円/戸)

高度省エネルギー型

補助額(工事費分)	②補助率方式で算出した額
補助限度額 (三世帯同居対応改修工事を行う場合)	250万円/戸 (300万円/戸)

このような住宅が利用できます

- ①リフォーム工事前にインスペクションを行うとともに、工事後に維持保全計画を作成すること
 - ②リフォーム工事後に次のa及びbの性能基準を満たすこと
 - a劣化対策と耐震性(新耐震基準適合等)の基準
 - b省エネルギー性、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策(共同住宅)、可変性(共同住宅)のいずれかの基準
 - ③下記の性能項目のいずれかの性能向上に資するリフォーム工事または三世帯同居対応改修工事を行うこと
 - ・劣化対策、耐震性、省エネルギー性、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策(共同住宅)、可変性(共同住宅)
- ※若者が既存住宅の流通にともなって実施する場合は、②bの要件は適用しない

事業タイプとは

- 評価基準型
劣化対策及び耐震性について評価基準に適合し、その他1つ以上の項目で評価基準に適合するもの
 - 認定長期優良住宅型
性能向上リフォームを行い、長期優良住宅(増改築)の認定を受けるもの
 - 高度省エネルギー型
認定長期優良住宅型のうち、一次エネルギー消費量が省エネ基準比20%削減されるもの
- ※特定性能向上工事は、各性能項目について、長期優良住宅(増改築)認定基準または評価基準を満たすための性能向上工事とする

2017年2月末時点の情報で、内容が変更になる場合があります。最新情報は、リモデル.JPにてPDF版をダウンロードしていただけます。(2頁参照)

制度の詳細 長期優良住宅化リフォーム推進事業
<http://www.choki-r-shien.com/>

